

1. 件名：新規制基準適合性審査に関する事業者ヒアリング（東海第二（316））
2. 日時：平成29年8月31日 18時44分～20時25分
3. 場所：原子力規制庁 19階資料学習室
4. 出席者

原子力規制庁：

（新基準適合性審査チーム）

宮本管理官補佐、義崎管理官補佐、伊藤安全審査官、大塚安全審査官、角谷安全審査官、田尻安全審査官、津金安全審査官、穂藤保安規定係長、皆川保安規定係長、高嶋原子力規制専門員

（シビアアクシデント研究部門）

舟山首席技術研究調査官

事業者：

日本原子力発電株式会社：坂井執行役員（発電管理室長代理） 他11名

東北電力株式会社：火力原子力本部 原子力部 原子力運営 担当

中部電力株式会社：原子力本部 原子力部 運営グループ 副長

北陸電力株式会社：志賀原子力発電所 保修部 電気保修課 担当

中国電力株式会社：電源事業本部 副長（炉心技術）

電源開発株式会社：設備技術室 電気・計装設備技術タスク 担当

## 5. 要旨

（1）日本原子力発電から、東海第二発電所の設置許可基準規則等への適合性のうち「26条/59条 原子炉制御室」について、提出資料に基づき説明があった。

原子力規制庁から主に以下の点について指摘を行った。

- 中央制御室チェンジングエリアの入室ルート及び退室ルートについて、基準適合性を担保する考え方を整理して提示すること。（通行に必要な幅が制限された条件下で、入室ルートと退室ルートを分ける必要があるのか整理して提示すること。）
- 中央制御室チェンジングエリアについて、基準の要求事項に照らして、サーベイエリアが汚染した場合等に、中央制御室への放射性物質の持込みが防止できることの妥当性を整理して提示すること。
- 中央制御室に通じる梯子と汚染エリアの梯子が、汚染が伝播しないように仕切られていることがわかるように、修正して提示すること。
- 中央制御室から携行する物品を含めて、運転員の最大の装備を想定し、梯子の昇り降り、通路幅等を踏まえて、アクセス性を再整理して提示すること。
- 中央制御室待避室の準備手順着手の判断基準であるサプレッション・プール水位の通常水位+6.4mに関して、通常水位+6.4mから+6.5mに到

達するまで評価上約20分であることについて、一番厳しい条件での評価であるか、整理して提示すること。

- 中央制御室の居住性に係る被ばく評価結果について、報告実績及び許認可上の位置付けを明確に整理して提示すること。
- 設計基準事故時の運転員の現場操作場所への移動について、梯子を通るアクセスルートを選んだ場合の成立性を確認して提示すること。
- 中央制御室チェンジングエリアの仕様（寸法）を確認して提示すること。

(2) 日本原子力発電から、本日の指摘等について了解した旨の回答があった。

## 6. その他

提出資料：

- ・ 東海第二発電所 中央制御室について
- ・ 東海第二発電所 設計基準対象施設について
- ・ 東海第二発電所 重大事故等対処設備について（補足説明資料）
- ・ 東海第二発電所 「実用発電用原子炉に係る発電用原子炉設置者の重大事故の発生及び拡大の防止に必要な措置を実施するために必要な技術的能力に係る審査基準」への適合状況について
- ・ 東海第二発電所 原子炉制御室への通路に関する基準適合性について